

工事請負条項の記載方法について

第10条（現場代理人及び主任技術者等）

- ア 契約額が3,500万円（建築工事7,000万円）以上の場合、専任の技術者が必要である。
- イ 下請け発注額の総額が4,000万円（建築6,000万円）以上の場合、監理技術者の配置が必要である。

・第1項第2号の記載方法

- (1) 契約額が上記アの金額以上で、下請け発注額の総額が上記イの金額未満、又は元請けが全部施工の場合

(A) [専任] 主任技術者

~~(B) [] 監理技術者~~

と記載し、欄外にも「第10条第1項第2号〔B〕を削除」と記載する。
(捨て印が必要です。)

- (2) 契約額が上記アの金額未満で、下請け発注額の総額が上記イの金額未満、又は元請けが全部施工の場合

(A) [] 主任技術者

~~(B) [] 監理技術者~~

と記載し、欄外にも「第10条第1項第2号〔B〕を削除」と記載する。
(捨て印が必要です。)

- (3) 契約額が上記アの金額以上で、下請け発注額の総額が上記イの金額以上の場合

~~(A) [] 主任技術者~~

(B) [監理技術者資格者証の交付を受けた専任の] 監理技術者

と記載し、欄外にも「第10条第1項第2号〔A〕を削除」と記載する。
(捨て印が必要です。)

- (4) 契約額が上記アの金額未満で、下請け発注額の総額が上記イの金額以上の場合

~~(A) [] 主任技術者~~

(B) [] 監理技術者

と記載し、欄外にも「第10条第1項第2号〔A〕を削除」と記載する。
(捨て印が必要です。)